

契約条項(物品)

(R3.9)

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所(以下「甲」という。)と、契約締結事業者(以下「乙」という。)は、次の契約事項により売買契約を締結する。

(物品の品質、規格等)

第1条 乙は、仕様書等にもとづく品質、規格、形状等を備える物品を甲に引渡すものとする。

(反社会的勢力の排除)

第2条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程(27森林総研第857号)に定める反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
 - (2) 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者(再受託者の代理人、媒介者を含む。)としないこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ホ 前各号に準ずる行為
 - (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。
- 2 乙が前項に違反した場合、甲は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除できる。この場合、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 乙は前項の規定により契約が解除された場合に、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求はできない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発法人森林研究・整備機構会計事務取扱要領(13森林総研第57号)第34条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(やむを得ない理由による引渡期限の改定)

第4条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、引渡期限内に物品の引渡しができないときは、その事由を詳記し、所轄官公署の証明書を添付して、甲に引渡期限の変更を要求することができるものとする。

- 2 前項の要求について、甲が正当と認めたときは、引渡期限を延長することができる。

(物品の引渡し及び検査)

- 第5条 乙は、物品の引渡しをしようとするときは直ちに甲に通知して甲又は甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。
- 2 甲又は検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内（以下「検収期間」という。）に乙の立ち会いのうえ、検査を行うものとする。もし、乙が立ち会わざ欠席のまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果について異議を申立てることはできない。
- 3 検査に合格したときをもって物品の引渡しは完了し、同時にその物品の所有権は乙から甲に移転するものとする。

(検査不合格の場合の処置)

- 第6条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあったときは契約期限内に代品と引換え、又は補修改善のうえ、検査をうけて引渡を行うものとする。ただし、この場合の検査及び所有権移転の時期については前条の規定を準用する。

(期限後物品引渡しをした場合の遅滞金)

- 第7条 乙は、甲に対し引渡期限後に物品引渡しの通知をすることはできないものとする。ただし、甲において契約をした目的を達することができると認めてその引渡しを承認したときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書きの場合において、乙は、遅滞金として期限の翌日から起算して、検査職員による検査に合格した日まで遅滞1日につき、契約金額の年3.0%に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、遅滞金の額が100円未満であるときは、甲は遅滞金の徴収を免除することができる。

(契約不適合責任)

- 第8条 甲は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量について本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に關し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、第5条（物品の引渡し及び検査）の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(代金の支払い)

- 第9条 代金は、甲が物品全部の引渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第10条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。
- 2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 3 前項の場合における支払遅延が天災その他不可抗力によるときは、当該事由の継

続する期間はこれを約定期間に算入しないものとする。

(検収期間内に検査をしない場合の処置)

第11条 甲が検収期間内に検査をしない場合は、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は約定期間から差引き、この遅延期間が約定期間を超える場合は、その超える日数に応じ前条の例に準じて、甲は、乙に遅延利息を支払うものとする。

(機密の保持)

第12条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならない。

2 前項に違反したことにより、甲、甲の役職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除及び違約金)

第13条 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が、天災その他やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、正当な事由がなく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと認めたとき。
- (3) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められたとき。
- (4) この契約の履行について、乙又は乙の職員に不正な行為があったとき。
- (5) 乙が破産の宣告を受けたとき。又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項第2号から第6号までに掲げる理由により契約を解除する場合は乙に対し違約金として、解除に係る契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は遅延利息の徴収を免除することができる。

(相殺)

第15条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金がある場合は、乙に支払うべき売買代金と相殺し、又は別に徴収することができる。

(紛争の解決)

第16条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする所轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

【注意】

上記契約条項は、一般的な売買契約における契約条項を示しています。個別の案件によつては、該当しない条項又は不足する条項もあり得ます。上記契約条項に合致しない場合は、個別の請書、仕様書又は別途協議による結果を優先します。